

医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金 (医療機関等分) 支給要綱

(目的)

第1条 県は、医療・介護・保育施設、公衆浴場等において、原油価格・物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、予算の範囲内で医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものとし、その支給に関してはこの要綱に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとし、応援金の支給に必要な事務は事務局が行う。

(支給の対象事業者)

第3条 応援金の支給の対象事業者は、令和4年12月1日現在で、所在地が島根県内にある別表の対象施設（休止中の施設、市町村が設立した病院及び島根県立盲学校を除く。また、診療所及び歯科診療所にあつては、医師、歯科医師、医療法人、一般社団法人及び消費生活協同組合が医療法（昭和23年法律第205号）第7条又は第8条に基づき開設したものに限り。）を運営する事業者とする。

(支給額の算定方法)

第4条 応援金の支給額は、別表の支給対象施設等に応じた支給額により算定した額とする。
2 応援金の支給は、別表の区分ごとに1回限りとする。

(支給の申請方法)

第5条 応援金の支給の申請は1施設等につき1回とし、応援金の申請を行う対象事業者は、支給申請書（別記様式）を知事に提出するものとする。

(申請の期間)

第6条 応援金の支給の申請期間は、事務局が応援金の受付を開始した日から令和5年3月10日までとする。

(不支給要件)

第7条 申請書を提出した対象事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては応援金を支給しない。

- (1) 虚偽の申請をした者
- (2) 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者
 - (5) 島根県税を滞納している者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者
- 2 応援金を支給しないことを決定したときは、申請書を提出した対象事業者に通知するものとする。

（支給の決定等）

- 第8条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。
- 2 知事は、受理した支給申請書について、本要綱に基づき審査し、応援金を支給すべきと認めるときは、応援金の支給を決定し、申請者に通知する。

（応援金の支給）

- 第9条 知事は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し応援金を速やかに支給するものとする。

（申請の取下げ）

- 第10条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

（決定の取消し）

- 第11条 知事は応援金の支給を受けた者（以下「応援金受給者」という。）が第7条の規定による応援金の不支給要件に該当することが判明したとき又は応援金の支給の決定の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（応援金の返還）

- 第12条 知事は、前条の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が支給されているときは、期限を定めて、当該応援金の返還を命ずるものとする。

（返還加算金）

- 第13条 応援金受給者は、前条の規定により応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、応援金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられるものとする。
- 3 知事はやむを得ない事情があると認めるときは、応援金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(公表)

第14条 知事は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第15条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この応援金の支給に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則 (令和4年12月16日)

1 この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

別表（第3条関係）

1 支給対象者	2 施設区分・提供するサービス種別等の区分	3 支給単価
県内に所在する 病院、診療所、 助産所、施術所を 運営する事業者 (法人又は個人)	病院 ※ 市町村が設立したものを除く。 診療所（有床） ※ 医師、歯科医師、医療法人、一般社団法人及び消費生活協同組合が開設したものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり200,000円 ・ 1床当たり40,000円を加算 ※救急等加算として、以下の病院において、1床当たりの加算額を増額する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急告示病院 1床当たり10,000円 ・ 救命救急センター設置病院 1床当たり20,000円 ・ 高度救命救急センター設置病院 1床当たり40,000円 ・ 地域周産期母子医療センター設置病院 1床当たり10,000円 ・ 総合地域周産期母子医療センター設置病院 1床当たり20,000円
	診療所（無床）、歯科診療所 ※ 医師、歯科医師、医療法人、一般社団法人及び消費生活協同組合が開設したものに限る。 なお、知事が不特定多数の者を対象に診療を実施していると認めた診療所については、上記によらず支給対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり200,000円
	助産所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり100,000円
	施術所（あん摩 マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。） ※1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術所と柔道整復師施術所を併設している場合は、いずれかのみ申請とする。 ※2 12月1日時点で開設又は再開し、その日から10日以内に届出をしていること。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の二） ※3 県立学校を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり100,000円